

一般社団法人日本臨床検査医学会 委員会規程集

- 第 1 条 委員会については、定款及び委員会細則で定めるもののほかは委員会規程による。
- 第 2 条 委員会規定を変更する場合は、委員会の合議を経て理事会の承認を必要とする。
- 第 3 条 委員会が分掌する業務等については、委員会で定める。

編集委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、機関誌の編集に関する事項を司ることとする。
- 第 2 条 論文の査読及び採否に関する運用規則は別に定める。
- 第 3 条 委員長は編集事務及び業務の一部を外部に委託することができる。
- 第 4 条 委員は、その 4 分 1 が毎年交代することを原則とする。
- 第 5 条 機関誌に投稿された論文の査読及び採否については別に定める運用規則に準拠する。
- 第 6 条 和文誌（日本臨床検査医学会誌）の論文の査読は原則として 1 論文 2 名の査読委員（評議員の中から選任）および担当編集委員により行い、結果は理由とともに既定の用紙に記入して 2 週間以内に編集委員会へ報告する。
- 第 7 条 和文誌（日本臨床検査医学会誌）の論文の採否は査読委員および担当編集委員の意見を参考にして編集委員長が決定する。各委員の意見が一致しないときは編集委員長および副編集委員長の協議の上決定する。
- 2 英文誌（Laboratory Medicine International）の論文の採否は査読委員およびAssociate Editorの意見を参考にしてEditor-in-chiefおよびDeputy Editorが協議の上決定する。
- 第 8 条 委員会は、前条に定める業務を行ない、活動計画および成果を理事会に報告する。

平成 29 年 12 月 23 日施行

令和3年7月3日改定
令和5年7月8日改定

会則改定委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会の活動が公正かつ円滑に行われるよう、国内関係法規に準拠するとともに現状に則した会則および細則、各種規則等の改定案を作成することとする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、作成された改定案を理事会に提出する。

令和5年7月8日施行

広報委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、臨床検査を専門とする新たな人材獲得のための宣伝活動や、学会活動を通じ科学的に明らかとなった知見を広く社会に啓発し、学会と臨床検査医学の社会的認知度を向上させることとする。
- 第 4 条 委員会は、ポスター等の作成、頒布、掲示、宣伝媒体の開発、活用、電子媒体等を通じた臨床検査に関する情報発信、その他理事長が必要と認める宣伝活動等を行う。

令和5年7月8日施行

学術推進化委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会の学術推進化のために、学術推進プロジェクト研究の適切な企画・運営を行うこととする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を理事会の承認に従って遂行し、その実施内容を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

EBLM委員会

第 1 条 委員会の業務は、Evidence Based Laboratory Medicine(EBLM)の啓発、普及および実践を促進する活動を行うこととする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行のため、教育セミナーやシンポジウムを実行する。

令和5年7月8日施行

学術集会企画委員会

第 1 条 委員会の業務は、学術集会の企画内容の確認、調整と学術集会展長選定を目的とした活動を行うこととする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

標準化委員会

第 1 条 委員会の業務は、各種検査項目の測定法の標準化とハーモナイゼーション、基準範囲の設定等を通じ、臨床検査の標準化を目指した活動を行うこととする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

臨床検査室医療評価委員会

第 1 条 委員会の業務は、各医療機関における診療が適正に行われるように、病院検査室や衛生検査所が品質管理された中で適切に検査結果を提供できるようにすることとする。

第 2 条 委員会は、前条に定める目的を遂行するために、学術集会や機関紙、実態調査などを通じて品質管理に関する情報の普及・啓発活動を行う。

令和5年7月8日施行

教育委員会

第 1 条 委員会の業務は、学会員の臨床検査に関する知識及び技能を向上させるとともに、次世代の臨床検査医育成のための教育活動を行うこととする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、その実施内容を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

学会賞委員会

第 1 条 委員会の業務は、臨床検査医学の学術研究活動の推進を図る目的で設けられた学会賞の授与にあたり、提出書類に基づき厳正な審査および選考を行い、受賞候補者を決定することとする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、受賞候補者を理事長に報告する。

令和5年7月8日施行

医療安全委員会

第 1 条 委員会の業務は、本会会員に臨床検査領域の医療安全に関する情報を共有して啓発を行うことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な臨床検査の提供に資することとする。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を理事会の承認に従って遂行し、その実施内容を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

ガイドライン作成委員会

第 1 条 委員会の業務は、次の通りとする。概ね3年に1回、「臨床検査のガイドライン」を発刊することとする。

2 本ガイドラインの転載・引用が的確に行なわれるように対応する。

3 その他、「臨床検査のガイドライン」に関連する業務を行う。

第 2 条 委員会は、前条に定める業務を行ない、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

検査項目コード委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会における臨床検査項目コードに関する情報共有および協議、ならびに、関連する学術活動を活性化するための諸活動を行うこととする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

利益相反委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、理事会、必要に応じて倫理委員会と連携し、日本臨床検査医学会 医学研究の利益相反（COI）に関する指針ならびに医学研究の利益相反（COI）に関する細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行うこととする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行するため、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状況を確認するためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

令和5年7月8日施行

遺伝子委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会における遺伝子関連検査の情報共有および協議、ならびに、関連する学術活動を活性化するための諸活動を行うこととする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

国際委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会の目的に沿う国際的活動を行うこととする。
- 第 2 条 国際学会奨励賞、国際学会参加補助金受賞者を選出し、理事会に諮問する。
- 第 3 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、理事会に諮問、報告する。

令和5年7月8日施行

保険診療委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会における臨床検査関連の保険診療に関する情報共有および協議、ならびに、関連する学術活動を活性化するための諸活動を行うこととする。
- 第 2 条 委員会は、臨床検査の診療報酬制度や課題についての意見集約を行う。
- 第 3 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

精度管理委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、臨床検査の信頼性を確保し、品質向上に努めるという視点から、外部精度評価を主とした各種精度管理の在り方について検討を行うとともに、それを推奨、指導することとする。
- 第 2 条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動について理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

ICD-11委員会

- 第 1 条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会における国際疾病分類の改訂（ICD-11）にかかわる対応業務および学術活動等を行うこととする。
- 第 2 条 本委員会は、ICD-11に伴う啓発や普及活動のうち、日本臨床検査医学会の業務に

かかわる作業等について検討を行い、企画及び立案を行う。

2 その他、臨床検査にかかわるICD-11の和訳や日本語表記の在り方についての検討を行う。

第3条 委員会は、本規定に定める業務を行ない、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

チーム医療委員会

第1条 委員会の業務は、臨床検査に係るチーム医療や多職種連携ケアについての現状と課題についての調査ならびに啓発等を目的にした活動を行うこととする。

第2条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

ワークライフバランス委員会

第1条 委員会の業務は、ワークライフバランスに配慮できる環境を整え、臨床検査に携わる医師・技師の円滑なキャリア継続を実現するとともに、臨床検査専門医・臨床検査技師の魅力や強みを高めることを目的として、臨床検査に携わる医師・技師の増加を目指した活動を行うこととする。

第2条 委員会は、前条に定める業務を理事会の承認に従って遂行し、その実施内容を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

統合システムに基づく臨床検査のあり方委員会

第1条 委員会の業務は、臨床検査に係る人工知能利活用などの新技術に関する現状と課題についての調査ならびに対応等の活動を行うこととする。

第2条 委員会は、前条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

令和5年7月8日施行

倫理委員会

第1条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会に関する業務ならびに学術研究活動が公正かつ円滑に行われるよう、倫理に係る問題の審議を行うこととする。

第2条 委員会は第1条に定める業務を遂行し、活動計画および成果を理事会に報告する。

第3条 委員会は理事長もしくは理事会のもとめによりコンプライアンス委員会を組織する。

令和5年7月8日施行

コンプライアンス委員会

第1条 委員会の業務は、日本臨床検査医学会会員の行為が、一般社団法人の目的に照らして適切であるか、または同会の社会的名誉を損なうものでないかを調査し、そのうえで、処分の要否を検討し、必要な場合は処分案とともに理事長に答申することとする。

第2条 調査の対象となる事案については理事長もしくは理事会がこれを起案し、本委員会に調査を要請する。

第3条 調査の過程で対象となる当該会員に直接説明を求めることができる。

第4条 処分案には以下を適用し、必要に応じてその期限を設ける。

- (1) 訓告
- (2) 理事解任
- (3) 評議員(社員)解任(日本臨床検査医学会定款第15条の5、同細則3.第5条による)
- (4) 会員資格停止および除名(日本臨床検査医学会定款第13条、同細則1.第14条による)
- (5) 機関誌投稿禁止

平成26年3月29日施行

令和3年7月3日改定

令和5年7月8日改定